

EU 基本条約交渉における加盟国政府の立場の変更（下）

武 田 健

はじめに

EU 基本条約の改正交渉を丹念に辿ってみると、加盟国政府の交渉上の立場が時に変化することに気付く。しかも、その立場変更が交渉結果を大きく左右することもある。各国の主権に直接関わるこの重要な交渉の中で、なぜ加盟国政府の立場は変更するのか。本稿の目的は、加盟国政府の交渉上の立場を変化させるその要因を体系的に解明するための一つの手掛かりを提示することである。この分析に取り組むことは、幅広く言えば、政府間の外交交渉の成功要因や失敗要因についての理解を高めるのにも貢献すると期待することができる。

前号では、各国の立場がどのような要因によって変化することがあり得るのか、欧州統合研究における二つの伝統的な立場、政府間主義と新機能主義（超国家主義）から発展してきた理論的アプローチを批判的に検討することで、その要因を類推し、(1) 国内要因、(2) 政府間交渉、(3) EU 諸機関の影響、に着目する3つの仮説を構築した。そのうえで、この3つの仮説を検証するための方法論とデータ・ソースについても明示した。本号では、事例研究に移り、長期に渡って各国間で激しい論争の対象となっていた欧州委員の人数をめぐる交渉の中で起こった政府の立場変更の2つの事例を取り上げる。それぞれの事例において、上記の3つの仮説の検証を行い、立場変更の要因を突き止める。結論部では、本稿の分析結果の一般化可能性とその規範的含意について触れる。

3. 欧州委員の人数をめぐる交渉

3.1. 交渉の経緯と二つの転機

欧州委員会とはEUの主要機関の一つであり、行政執行部としての役割を担う¹。任務・政策分野別に総局と呼ばれる組織が設置されており、現在は正規・非正規、合わせて約3万人が職員として働いている。この機関の頂点に政治任用の欧州委員から構成されるカレッジと呼ばれる合議体が位置している。現在、全加盟国から1名ずつ選出されており総勢28名の委員がいる。それぞれの欧州委員は、国家レベルでいう各省庁の大臣のように、特定の政策や任務を担当している。

欧州委員会には、他の国際組織には見られない「超国家的」な役割と権限が与えられている。その代表的な役割の一つが、EUの法案を作成し提案することである。EUの法案を提出する権利を、一部の政府間協力にとどまっている分野を除き、排他的に有し、EU立法の議題設定者としての機能を果たしている²。

欧州委員会には特定の加盟国の利益に囚われず、欧州全体の利益を実現すべく行動することがEU基本条約には記載されている。ただし現実には、各国政府は自国から選出された欧州委員に対して、自国の利益を擁護、推進する役割を期待し、自分達の国の代表としてみなす意識を少なからず持っている。欧州委員会内の議論でも、各委員が自国の国益を擁護すべく意見を交わすことがある。各委員にどの所掌任務を与えるのかを選定する際には、各国政府間でポスト争いが起こることもある³。

全ての加盟国から欧州委員が選出されてきたこ

とには、ある歴史的な背景がある。欧州石炭鉄鋼共同体が1953年に発足したが、その基本条約の中には、「大国」が「小国」の利益を蹂躪しないようにするための制度的な工夫が施されている。その代表例が、欧州委員会（当時は最高機関と呼ばれた）の組織構成の設計にあった。この共同体は6カ国を原加盟国として発足したが、その際、独仏の両政府は6カ国全ての加盟国から委員を選出する必要はないとの立場をとっていた。しかし、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクのいわゆるベネルクス3国は、もしも自国出身の委員が欧州委員会の中に不在となると、自分達の国益が軽視される危険性があると考え、各国から最低1名は選出すべきで、その委員の選出は加盟国政府が主体となって行うべきと主張した⁴。その要求が受け入れられた結果として大国からはそれぞれ2名ずつ、他の小規模の国家からはそれぞれ1名ずつを選出することになったのである。

このような組織構成はその後、EC/EUの加盟国数が増加しても維持され、1995年にオーストリア、フィンランドおよびスウェーデンがEUに加入し、加盟国の総数が15に到達した時点で、欧州委員会は総勢20名の委員構成となった⁵。ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペインの5カ国が大国扱いを受け、それぞれ2名の委員を、他の中・小規模の10カ国はそれぞれ1名の委員を選出していたのである。

しかしながら、EUが90年代半ば以降に中・東欧諸国に拡大することを視野に入れ始めると、そのような欧州委員会の組織構成を将来に渡って維持していくことを問題視する声の一部の加盟国からあがる。論争の口火を切ったのは、フランス政府である。フランス政府は、1996-7年の政府間会議の中で、現行の20名から10名へと欧州委員の定数を縮小する提案を行った⁶。フランス政府としては、現行の欧州委員会の構成を維持したままEUを拡大させると、やがては欧州委員の総人数が30人を超え、組織運営上の問題が出てくると訴えたのである⁷。

このフランスの意見には、ドイツ、イギリス、スペイン、イタリアも支持する。これら5カ国は当時、欧州委員枠を2名保持していた諸国家である。実際のところ、これらの国々は自分達の立場や影響力が、EUが拡大し増大する中小規模の

国々の勢力の中で埋没してしまうのではとの懸念を抱いていた。欧州委員会の意思決定は委員の多数決で行われる。大国側には、人口の少ない諸国家の意見に欧州委員会の決定が左右されることは避けたいとの意識が働いたのである。そして、欧州委員会は加盟国政府を代表する機関ではないため、全ての加盟国から委員を選出する必要は全くと主張したのである⁸。

この縮小案に対し、中小規模の10カ国の政府は一斉に猛反発し、各加盟国から少なくとも1人の欧州委員を選出し続けるべきと強硬に訴えた⁹。EU内での政治的立場が強く、理事会での票数が多く配分されている大国とは違い、小国側はEUの中において自分達の利益を守るためには欧州委員会の存在が極めて重要と位置付けている。小国側はもしも自国出身の委員が欧州委員会に不在となった場合、欧州委員会ひいてはEU全体の意思決定の中で自分達の意見や利益が軽視されると恐れたのである¹⁰。

このようにして、欧州委員の人数をめぐる問題では「大国」と「小国」という二つの陣営に分かれ、激しい対立と論争が長きにわたって繰り返られることとなった。1996-7年の政府間会議では、この問題は解決できず実質的に先送りとなる¹¹。そして、この案件は次の2000年の政府間会議、2002-4年の憲法条約の交渉、そして2007-9年のリスボン条約をめぐる交渉と継続的に話し合われた。この一連の交渉の詳細を辿ってみると、二つの大きな転機があったことが確認される。それらの転機はいずれも政府の立場の変更によってもたらされたものである。

3.2. ニース条約交渉の中盤

2000年のニース条約のための政府間会議が開始された時点では、依然として大国側と小国側が対立し合い、解決の糸口が全く見つからない状況であった¹²。しかしながら、交渉が中盤に差し掛かった時にある重要な転機が訪れた。2000年10月、フランスのビアリッツで行われた首脳会談（非公式の欧州理事会）の場で、突如、ベネルクス3国が欧州委員の人数は削減してもよいと、これまでの自分達の立場を覆して、大国側に与するようになったのである。

この3カ国の立場の変更がもたらした影響は大

きい。従来の5大国にベネルクスの3国が加わり、その結果、当時の15の加盟国の中で委員数削減の意見が多数を占めるようになった。しかも小国側はかねてよりベネルクス3国を中心に結束を保っていたため、その中核的存在の3カ国の立場変更によって、残された小国側は形勢が一気に不利となり、他の小国も諦めざるをえなくなったのである¹³。

この交渉の議長を務めていたフランス政府はこの機会を逃さず、委員数を削減することで交渉を強引にはあるがまとめあげる¹⁴。その妥結内容は、2段階で委員数を削減することを予定とした¹⁵。第1段階として、2004年から新たに任命される欧州委員会から、大国はそれまで保持していた欧州委員の2人枠のうちの1人分を放棄し、1国1名制へと移行する。第2段階では、EU加盟国数が27に到達した時点で、委員数は加盟国数よりも少ない人数にする。そして各国には平等なローテーション制度のもとで、欧州委員が振り分けられることとなった。

引き続き、2002年から2004年にかけて議論された憲法条約の交渉では、このニース条約での合意に基づきつつさらに話し合いが行われた。その結果、欧州委員会の人数削減のさらなる詳細が決定され、欧州委員の定数は加盟国数の3分の2に相当する人数にまで削減されることになった。加盟国数が27だとすると、欧州委員は18人となる。そして2014年から任命される欧州委員会からそのように3分の2に削減することで合意された。

憲法条約は2005年、フランスとオランダの国民投票で批准が否決され、2007年に新たにリスボン条約が作成される¹⁶。リスボン条約は憲法条約の内容の大半を継承しており、3分の2への委員数削減についても異論は出なかった。従って、リスボン条約の条文の中でもその3分の2への削減予定は記載されている（後にこの合意は覆されることになるが）¹⁷。

3.3. アイルランドにおけるリスボン条約の批准過程

かくして欧州委員会の規模の問題はようやく決着が着いたと思われていた。しかしながら、その後、事態は急展開を見せる。2008年12月のブリュッセルの欧州理事会において、欧州委員の人

数を3分の2に削減する計画が反故にされ、1国1名制を将来に渡っても維持していくとの政治合意に達したのである¹⁸。これは180度の方針転換である。この転機を作り出すきっかけとなったのは、2008年6月のアイルランドの国民投票である。

アイルランドはリスボン条約を批准するために唯一国民投票を実施した国家である。その国民投票で、アイルランドの有権者は批准を否決する。EUの条約改正は全ての加盟国の批准がなければ発効できない。それゆえ、他の加盟国政府はアイルランドにもう一度、国民投票を行うことを求め、アイルランド政府はその条件として、他の加盟国に欧州委員会の1国1名制を維持することを求め、それが受け入れられたのである¹⁹。

これはアイルランド政府の立場変更を意味する。もともとアイルランド政府はニース条約の交渉で委員数の削減に合意を与えていた。しかも、憲法条約の政府間会議では、委員数を3分の2へと減少することを議長として自ら積極的に推進していた²⁰。2007年にリスボン条約について話し合いを行っていた際には、アイルランド政府は欧州委員の人数の3分の2への削減について一切異議を挟まなかった。にもかかわらず、批准否決後、方針転換して1国1名制の維持を求めようになったのである。

このように欧州委員の人数をめぐる一連の交渉の過程では、加盟国の交渉の立場の変更が2つの転機を作り出した。ひとつは、2000年の政府間会議のさなか、大国側と小国側が対立し交渉が行き詰まっていた中、事態を打開し、委員数削減の方向性を一気に作り出したベネルクスの3カ国による立場の変更である。もうひとつは、2008年6月にリスボン条約で国民投票での批准否決後、いったんは受け入れていた委員数削減の撤回を求め、1国1名制を要求するように立場を変更させたアイルランド政府の立場変更である。なぜこれらの国々はそのように立場を変更したのか。以下、この問題の分析に移る。

4. ベネルクス3国の立場の変更

なぜベネルクス3国は、それまでは委員数の削

減に強く反対していたのに、ニース条約の交渉中にそれを受け入れるように立場を変更したのだろうか。第1節（本誌前号）で引き出した3つの仮説の検証を通じて、その立場変更の理由を考察する。

4.1. 国内の諸要因

仮説1では、国内の行為主体（市民、社会集団、政府指導者）の意見によって、EUの条約交渉での政府の立場が変更される、との予想が立てられている。この仮説を検証するべく、国内のそれぞれの主体がどのような意見を持っていたのかを確認してみよう。

まずは、一般市民の意見に関して、2003年に実施された『ユーロバロメーター』の調査の一環で、この欧州委員の人数に関するベネルクス3国の市民の意見が調査されている²¹。この調査によると、回答者のうち、ベルギーでは63%、オランダでは90%、ルクセンブルクでは85%が1国1名を維持することを求めている。このことは、ベネルクス3国の政府は世論の動向に反して、委員数を削減することに合意したことを示唆する。

ただし、この点、ベネルクス3国の市民のほとんどがEUの条約改正交渉にそれほど強い関心を持っていなかった点を考慮する必要があるだろう。一般市民の中で、条約の進捗状況を逐一把握している人は少なく、条約の改正内容についても強い関心を持つ人は少ない²²。そのような状況下、政府は自国民の意見に注意する必要は生じない。実際、オランダとルクセンブルクでは2005年に憲法条約の国民投票が行われたが、欧州委員の人数の問題は争点とならなかった。

次に、国内の社会集団については、ベネルクス3国の政府は国内の特定集団、たとえば経済団体、業界団体あるいは労組団体などから欧州委員会の規模の問題について何らかの要求や圧力を受けたことを示す証拠は見受けられない²³。この問題は制度問題の一つであり、国内の業界団体の特定の利害が直接絡む問題ではないため、それゆえにこの問題に特に目を向けて、政府に何らかの圧力をかけることはなかったのだと考えられる。

最後に、政府や議会のアクターはこの問題についてどのような意見を持っていたのかを確認する。ベネルクス3国は伝統的に欧州統合に熱心な

国々の部類に入る。これらの国々では、欧州統合推進や連邦主義の理念が政府の指導者層の間で共有されていることが多い。1990年代後半から2000年までにかけて、これらの国々では欧州統合推進派の政治家が政権に就いていた。ベルギー首相を歴任したデハーネ（Jean-Luc Dehaene）とフェルホフスタット（Guy Verhofstadt）、オランダ首相のコック（Wim Kok）、ルクセンブルク首相のユンケル（Jean-Claude Juncker）、いずれも欧州統合推進派あるいは連邦主義者として欧州では広く名前が知られている人物である。つまり、1996-7年のアムステルダム条約のための政府間会議と2000年のニース条約のための政府間会議では、ベネルクス3国はこれらの欧州統合推進派の政府リーダーに率いられていたことになる。

しかし、これらの欧州統合に積極的なリーダーに率いられていたベネルクス3国でさえ、欧州委員の人数をめぐる問題では、国益擁護の観点から、欧州委員会の1国1名制の保持を強く主張していた。ベネルクス3国の政府が発表した文書や政府首脳声明や発言をみても、1996-7年の政府間会議でも2000年の政府間会議においても、EUが大国に支配されずに、自分達の利益を守るためには、各国から1人ずつ欧州委員が選出されることが重要であるとこれらの政府が認識していたことがわかる²⁴。これらの国々は、もしも自分達の欧州委員が不在の場合、欧州委員会内で自分達の利益が軽視され、同時に、大国の利益がEU内で支配的になってしまうとの強い不安を持っていたのである²⁵。

このような懸念はベネルクスの国々の国会議員にも広く共有されていた。ベルギー²⁶、オランダ²⁷、ルクセンブルク²⁸、いずれの国会でも1国1名制を維持する意見が圧倒的多数を占め、委員数の削減に反対する意思を明確に表明し、政府に対して1国1名制を譲らないように求めている。

要約すると、欧州委員会の人数をめぐる問題に関し、国内の主要な行為主体の意見を確認したところで、なぜベネルクス3国が委員数削減に賛成するように立場を変更したのかを説明することはできない。一般市民は、自分達の欧州委員を保持したいとの考えであったが、そもそも条約交渉にあまり関心をもっていなかった。国内の社会集団は、この欧州委員の人数の問題に関して政府に対

して、自分達の意見を汲み取るように何らかの働きかけをしていない。政府と主要政党の政治家たちも、国益擁護の観点から1国1名制を要求し、自分達の欧州委員選出の権利の放棄に反対していた。国内要因からは、なぜこの3国の政府の立場が変更したのかを説明できないのである。

4.2. 政府間交渉

次に仮説2の検証のために、政府間交渉の内部に分析の視座を移す。ここでは、ベネルクス3国の立場変更に関して、他の国々との交渉の中で、何らかの取引や排除の脅しがあったのかどうかを考察の対象となる。

まず、争点間取引があったのかどうかを分析しよう。2000年のニース条約の政府間会議では、欧州委員の人数の問題と並行して、理事会の特定多数決の票数配分の問題、特定多数決制の範囲拡大の問題、および欧州議会の議席数も議論されていた²⁹。当初、多くの加盟国の間にこれらの複数の争点を一括して、各国間で利得のバランスがとれるように合意をまとめ上げようとの意識が共有されていた³⁰。しかし、これらの争点はいずれも重要争点であり、交渉が進むうちに個別に検討される傾向が強くなる。結果として、欧州委員会の委員数の問題で、ベネルクス3国の立場変更に関係した争点間取引はなかった。

はじめに、理事会の特定多数決制の票数配分の問題では、各国間で熾烈な意見対立が起き、合意は困難を極めていた。結果的に、加盟国政府は当初掲げていた効率的な理事会での意思決定という名目を捨て、とにかく合意することだけを優先させて交渉を行い、その結果、3つの要件（票数、加盟国数および人口）を課す新しい特定多数決制の導入に合意した。

ベネルクス3国も最終的にこの3要件から成る特定多数決制に合意したわけであるが、ここで、ベネルクスが欧州委員の人数削減に合意した見返りに、この理事会票数の案件で何らかの便宜を図ってもらったことを示す証拠はない。2000年12月、ニースにおいて各国の票数配分が首脳間で話し合われた際、議長国のフランス政府が各国の票数配分に関して一連の提案を行っていたが、いずれもベネルクスの首脳達を納得させるものではなく、むしろ彼らは怒りを露わにしていた。

ルクセンブルクのユンケル首相はフランス政府の一連の提案では、自国への票数配分が少なすぎるとして強く反発していた³¹。オランダの外務大臣のベンスホッフ（Dich Benschop）も仏政府の提案が「いったい何の基準を採用しているのかよくわからない」と不快感を表明した³²。ベルギーのフェルホフスタット首相もフランス政府に不満をぶちまけ、その上で加盟国数と人口の二つの要件から特定多数決を構成する対案を提示していた³³。最終的に、ベネルクス3国の政府は徹底抗戦を続け、その結果、フランス政府から一定の妥協を引き出し、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの3各国の票数を合計すると、ドイツ、フランス、イギリス、イタリアといった大国と同じ、29票となるように設定された³⁴。この合意は、欧州委員の人数の争点とは関係なくベネルクスが勝ち取ったものである。

次に特定多数決の適用範囲の問題についてであるが、ベネルクス3国は足並みを揃えて、環境政策、共通通商政策、社会政策、自由・安全・司法の領域といった分野への多数決制の適用拡大を訴えた³⁵。しかし、ベネルクス3国の要求は十分に受け入れられなかった。環境政策では、一部の領域で依然として全会一致の規定が残ることとなり、全面的に多数決制へ移行すべきとのベネルクスの要求は通らなかった。同様に、共通通商政策の分野でも、きわめて限定的にしか多数決の範囲拡大が実現しなかった³⁶。社会政策、とくに社会保障の分野でもベネルクスの要求は受け入れられず、満足のいく結果は得られていない。最後に、自由・安全・司法の領域では、ベネルクス3国は人の自由移動に関する難民・移民の政策において多数決制への移行を訴えたが、これも加盟国に実質的に拒否権が残る形で交渉は終えた。全体的に、特定多数決の適用範囲の拡大の問題では、ベネルクス3国の要求はほとんど受け入れられなかったのである³⁷。ここでも、欧州委員の人数の争点との間で何らかの取引が行われたことを示す証拠はみつけることはできない。

最後に、欧州議会の議員定数であるが、ニース条約の交渉では、各国政府はEUの中・東欧諸国への拡大を控え、新規加盟の諸国に欧州議会議員の議席を設けるために、既存の加盟国に割り当てられている議席数は全体的に少なくする必要があ

るとの認識の下で議論が行われた。しかし、この問題は他の制度問題と比較して、各国はさほど重要視していない争点であった。他の国々は、欧州委員の人数、特定多数決制の定義、特定多数決制の適用範囲の拡大といった案件の方をより重要視していたのである。それゆえニース条約の交渉では、この欧州議会の議席数の問題は、他の制度問題において何らかの損失を被る諸国家に埋め合わせるための交渉上のツールとしてみなされることとなった。

現に2000年12月のニース欧州理事会では、ドイツがEUの中で人口上突出して多いにも関わらず、特定多数決制の票数配分において、フランス、イギリス、イタリアと同票を割りあてられ、その代わりに多めに欧州議会の議席を割り当てられた。逆に、スペインは特定多数決で、27票というその人口規模よりも多くの票数を獲得し、その代わりに、欧州議会の議席数は少なめに割り当てられることになった。

このように欧州議会の議席数は、ニース条約交渉の全体的な合意パッケージの中で、各国の利益・損益のバランスをとるための重要な役割を果たすこととなった。しかしながら、この欧州議会の議席数の問題も、ベネルクス3国の欧州委員の定数削減の受け入れとは直接の関係性はない。

次に、この交渉の中で、欧州委員の人数の問題と関連して、大国側から小国側に対して何らかの交渉上の脅しがあったのかどうかの考察に移る。上述の通り、ベネルクス3国が初めて妥協する姿勢を明示したのは2000年10月に開催されたビアリッツでの首脳会談の場であった。その夕食の席上、オランダのcock首相がベネルクスを代表して、議長国フランスのシラク大統領（Jacques Chirac）のもとに歩み寄り、妥協に応じてよいと伝えたのである³⁸。ただし、ベネルクス側は委員数削減に応じる代わりに、欧州委員の各国への割り当てにおいて平等なローテーション制を採用することを求めた。具体的にベネルクス3国が提案したのは2段階での削減プランである。第1段階として、当面は1国1名制をとること。そして第2段階として、中・東欧から数多くの諸国が新たにEUに加盟した後、委員数を加盟国数未満に少なくし、その際、平等なローテーション制の下で、各国に順々に委員が振り分けていく。このベ

ネルクスの案を受けて、シラク大統領はすぐさま、ドイツ、イギリス、イタリア、スペインの首脳と協議し、この案の受け入れを決定し、その瞬間、交渉の行き詰まりが解け、交渉は欧州委員の人数を削減する方向へと決定的に動き出したのである。

なぜベネルクス3国はこのように妥協したのか。その背景には、大国側が小国側に対して一種の「排除の脅し」を行ったことがある。注目すべきは、2000年の政府間会議が始まった時、イギリスとドイツが先導して、小国側にあるプレッシャーをかけていたことである³⁹。英独は、もしもすべての加盟国が自分達の欧州委員を保持し続けるならば、2層からなる欧州委員会（a two-tier Commission）を導入し、投票権のある委員と投票権を持たない委員を区別する提案を行った⁴⁰。英独は、1国1名制では、委員数が多くなりすぎるため、欧州委員会の効率的な運営を押し進めるためにそのような2層制にする必要があると訴えたのである。この提案に込められた政治的なメッセージは露骨でわかりやすかった。それは、もしも各国が1人ずつ欧州委員を保持する場合、大国側は常に投票権がある欧州委員を、小国側は投票権のない欧州委員を割り当てるというものであった。

しかも、もしそのような2層制を導入しない場合でも、大国側は自分達の強い政治力を背景に、重要な政策分野における欧州委員のポストを独占し、重要でないポストを小国に割り当てるとまで示唆した。大国側は従来2名の欧州委員を保持してきたのであり、そこから1国1名制へ移行するのであれば、自分達だけ委員枠を1人分失うこととなる。その埋め合わせとして、(1) 大国側が投票権のある欧州委員を常に保持する、もしくは、(2) 大国が重要な委員ポストを独占する、という二つの選択肢になるのは当然との態度をとったのである⁴¹。この提案は、フランス、イタリア、スペインの他の大国からも支持を受ける。

このように大国側が攻勢を強めるなか、ベネルクス3国は苦しい立場に立たされる。ベネルクス3国からすると、2層化し、投票権のないポストが自国選出の欧州委員に割り当てられた場合、同委員会内の自国の影響力が低下してしまう。2層化せずに欧州委員の人数を増やしたとしても、自

国選出委員は重要ポストが与えられず、これもまた自国の影響力低下に繋がってしまう。とくにベネルクス3国は、欧州共同体の原加盟国であり、当初は重要な委員ポストを保持していたのに、加盟国数が増える度に、割り振られるポストの重要度が如実に低くなっていくのを痛切に感じていた国々である⁴²。とりわけ直近の1999年のプロディ委員会（Romano Prodi）の任命の際、ベネルクス三国は重要ポストに与えることができず、苦汁をなめていた。

このような苦境に立たされ、ベネルクス3国が模索した妥協策が平等なローテーション制のもとでの委員数削減の受け入れであったのである。ベネルクス3国の政府首脳はこの経緯を次のように振り返っている。ベルギーのフェルホフスタット首相は「平等なローテーションを提案することは、優遇される委員と不遇な扱いを受ける委員から構成される欧州委員を作る傾向に対抗するために、私たちに残された唯一まともな妥協案であった」と自国の国会で述べている⁴³。また、「ベネルクス三国は、例えば欧州委員会の二任期のうち、一任期の中で欧州委員を保持し、そして自分達に本当に重要な委員ポストを確保する方が望ましいと考えた」とも付け加えている。

ルクセンブルク政府もこの取引は交換条件であったと認めている⁴⁴。ユンケル首相はこの平等なローテーションの利点を「ドイツとルクセンブルグが平等に欧州委員の割り当てを受けることができ、かつ欧州委員の間での結束を保持することが可能になる」との発言をしている⁴⁵。同国のポルファー外相（Lydia Polfer）もまた、25名以上の欧州委員会の中では、それぞれに重要な任務をみつけるのはより困難である。（中略）（このままでは）小さい国家がさほど重要でないポストを与えられてしまう。それに対し、小人数の欧州委員会なら、すべての国の委員が順番で重要な任務を担当することができる」と述べていた⁴⁶。オランダでも欧州問題担当相と外相を勤めたニコライ（Atzo Nicolai）が、同国の国会において、大国が小国よりも優先されないようにするために平等なローテーションを導入し、その上で委員数削減に合意することが最善の措置であったと述べている⁴⁷。

これらの発言が示すように、ベネルクスの政府

首脳を悩ませていたのは、大国側が提案した欧州委員会の2層化案および大国による重要委員ポスト独占の危険性であった。いずれの選択肢も大国が有利に、小国が不利になることが自明の選択肢であり、唯一対抗できる手段としてローテーション制の導入を持ち出したのである。このような経緯は、排除の脅しによる交渉の立場変化を予測した仮説2の妥当性を示すものといえる。

4.3. EU 諸機関の影響力

仮説3では、欧州委員会や欧州議会といったEU 諸機関が、加盟国政府に情報や専門知識、問題解決法などを提示して、それによって政府の立場が変化すると予測されている。この仮説を検証するために、欧州委員会と欧州議会がこの問題に関してどのような行動をとっていたのかを確認してみよう。

まず、欧州委員会であるが、この機関はアムステルダム条約の交渉⁴⁸でも、ニース条約の交渉⁴⁹においても、自分達の立場を明確に定めず、加盟国政府側に議論を委ねていた。欧州委員会としては、1国1名制でも、欧州委員の人数を加盟国数未満に抑えるのでも、どちらでも構わないとの立場で、この問題に対して何らかの影響を与えようとする姿勢をみせなかったのである。

同様に欧州議会もこの問題にそれほど強い関心を示さなかった。欧州議会からは2000年の政府間会議に3人の代表者が関与した。これらの代表者は加盟国政府と意見交換の機会を設け、欧州議会としていくつかの要望を各国政府に伝えている。とくに、欧州議会からは、特定多数決制の適用範囲の拡大、共同決定手続きの適用範囲の拡大、欧州委員会委員長の任命における欧州議会の権限の強化、基本権憲章の法的地位といった分野で議会側の意見を受け入れるように各国に強く働きかけていた⁵⁰。しかし、この要望の中には、欧州委員の人数の問題は含まれていない。この問題は、欧州議会にとっての優先事項ではなかったのである。

このように欧州委員会と欧州議会は、欧州委員の人数の問題に対して、加盟国政府に対して積極的に働きかけを行うことはなかった。従って、EU 諸機関の行動はベネルクス3国の立場変更には関係がないとわかり、仮説3は棄却されること

になる。

まとめると、仮説1と仮説3の妥当性は棄却され、政府間交渉に着目する仮説の2の妥当性が、この事例において実証的に示されたと判断される。つまり、大国側が排除の脅しを行使して、ベネルクス3国は立場を変更することになったとの結論である。

5. アイルランド政府の立場の変更

先述の通り、欧州委員の人数を削減する計画は、2008年、アイルランド政府の要求を受けて反故にされ、1国1名制が維持されることになった。なぜアイルランド政府は委員数の削減をいったんは受け入れたのに、後にその合意を撤回し、1国1名制を再び要求するようになったのか。本節では、第2節で引き出した3つの仮説の検証を行い、その理由を明らかにする。

5.1. 国内要因

2008年の春、アイルランドではリスボン条約批准のための国民投票を控え、欧州懐疑派のグループが活発な反対キャンペーンを繰り広げていた⁵¹。その中で、重要な争点の一つとなったのが欧州委員の人数の問題である。「アイルランドの欧州委員の喪失」と表現され、委員数削減が激しい批判の対象となったのである⁵²。正確に言えば、これはアイルランドが欧州委員会の3任期のうち1任期、つまり15年のうち5年間、欧州委員を保持することができない期間が生じることを意味する。

この批判で主導的立場を果たしたのが、欧州懐疑派の少数政党シン・フェイン党 (Sinn Féin) である。この政党は、欧州委員の人数削減はアイルランドのような小国の国益にとって極めて重大な損失を与えると訴えた⁵³。他にも、EUに批判的なグループ、たとえば保守的なシンクタンクのリベルタス (Libertas、後に政党になる) や反EU団体の人民運動 (People's Movement)、さらには欧州懐疑派の欧州議会議員や無所属の国会議員も加わって、この点を批判した⁵⁴。テレビ、インターネット、ポスターやパンフレットといった各種媒体を駆使して、「欧州委員の喪失」への批判

が広範に繰り広げられたのである⁵⁵。

この批判を受け、リスボン条約の批准を推進する政府や主要政党は守勢に立たせられる。たとえば、カウエン首相 (Brian Cowen) は欧州委員を削減しても、平等なローテーションが導入されて小国は保護されると反論していた⁵⁶。しかし委員数削減を正当化しようとする政府の努力は報われず、リスボン条約の批准は2008年6月の国民投票で否決される。投票者の52.3%が反対票を投じ、賛成票は47.7%であった。

この国民投票の直後から、各種のメディアや学術研究調査では、否決の主要因の一つとして、欧州委員の人数削減が指摘される⁵⁷。ある調査によれば、「国家主権の喪失」、「EUにおけるアイルランドの影響力の低下」そして「大国によるEU支配の強化」、が多く多くの市民が共有していた懸念であると分析されている⁵⁸。欧州委員の人数削減はこれらの懸念すべてと結びついていたと考えられ、政府が委託して行われた調査では、アイルランドの国民の80%がこの欧州委員の人数削減が国民投票の中で重要な問題の一つであったと回答しており、さらに投票者の65%がこの問題が自分達の投票行動を決定する上で重要な一要素であったと回答している⁵⁹。

この国民投票の否決という結果を受けて、他の加盟国政府はもう一度、アイルランド政府に国民投票を行い、何としても批准に漕ぎ着けるように求めた。それに対して、アイルランド政府は、もう一度リスボン条約を国民投票に付すかわりに、欧州委員会の構成で1国1名制を維持すること条件として求めた⁶⁰。これは、欧州委員数の削減が、否決の一要因であったとの認識に基づいての要請であった。

実は、アイルランド政府内では、国民投票での否決後、比較的早い段階で1国1名制の要求を行う方向で意見はまとまっていたという⁶¹。というのも、アイルランド政府はもともとアムステルダムとニースの条約改正交渉の場で、1国1名制を訴えていた国の一つであり、1国1名制は自国の選好に沿っていたからである。

しかも、1国1名制は、国内で幅広く支持を受けていた。アイルランドでは、否決に終わった国民投票の結果を分析するために、国会内に特別部会が設置された。この部会には、全ての議会政党

から代表者が集い、欧州懐疑派のグループも含め、広範な社会集団と協議が行われた。この部会は2008年11月に報告書を提出し、その中で、欧州委員会の1国1名制への強い支持が表明されていた⁶²。しかも、時を同じくして全国紙『アイリッシュ・タイムズ』の世論調査の結果も公表され、アイルランドの多くの市民が、もしも自分達の欧州委員を保持することをEUが受け入れた場合、2度目の国民投票では賛成票を投じると回答していると報告された。このような国内からの支持の声は、アイルランド政府が1国1名制を他のEU諸国に要請することを後押ししたのである⁶³。

かくして2008年12月、ブリュッセルで開催された欧州理事会において、アイルランド政府は1国1名制の要求を正式に行い、他の諸国から受け入れられた。この一連の経緯は、アイルランド政府が自国の国民投票における投票者の声に反応して立場を変更したことを示す。国内要因を重視する仮説1がここで支持されると判断されるのである。

5.2. 政府間交渉

次に、仮説2の検討に移り、アイルランドの政府の立場変更に関して、他の政府との間で何らかの取引や脅しの行使があったのかどうかの考察を行う。アイルランドの1回目の国民投票は2008年6月12日に行われたが、その日までに既に18カ国が国内批准を終えていた。投票結果が否決に終わると、他の加盟国の中から、アイルランドを排除して、リスボン条約の発効を目指そうとする動きがでてくる。とくにフランスとドイツの両政府は、否決直後、共同宣言を発表し、まだ批准を済ませていない8カ国でも批准の手続きを進めることを強く求めた⁶⁴。この呼びかけに他国も同調し、まず、イギリス政府がアイルランドの国民投票からたった1週間後の同月18日に議会での批准手続きに入り、リスボン条約を承認した。そして、同月20日には、ブリュッセルの欧州理事会の場で各国首脳が一堂に会し、リスボン条約を放棄する意志がないことを確認し合う⁶⁵。

しかも、この6月の欧州理事会の場外では、ドイツの外相やベルギーの欧州問題担当相が、アイルランドが批准できなかった場合、アイルランド抜きでリスボン条約を発効させる意志があるとの

発言をした⁶⁶。フランスのサルコジ大統領にいたっては、このままではニース条約の適用が続くことになり、その場合は、翌年の2009年に任命される欧州委員会から委員数を加盟国数未満に減少させることになるため、アイルランドから欧州委員を外すことになると示唆した⁶⁷。

これらはまさにアイルランドを排除しようとする動きとして把握できる。ただし、これらの排除の脅しの意図は、アイルランドを本当に排除することではなく、むしろ、アイルランドがもう一度、リスボン条約を国民投票に付すことを強く促すことにあった。現に独仏の両政府はアイルランドの国民投票の否決直後、非公式にアイルランド政府に2回目の国民投票を来年に行うことを考えるようにと伝えていた⁶⁸。

ここで注目に値するのは、ドイツやフランスは、アイルランドに対して排除の脅しをかけつつも、それと同時に、2回目の国民投票を行う場合、何らかの見返りを与えると示唆していたことである。具体的には、欧州委員の定数の問題に関して、1国1名制に戻す提案をアイルランドに非公式に伝えていたのである。まず、アイルランド政府は、フランス、ドイツ、イギリスといったこれまで委員削減を主張していた国々から、1国1名制を維持してもよいとのシグナルを受けていた。サルコジ大統領は、アイルランドの全国紙『アイリッシュ・タイムズ』に、アイルランド政府が1国1名制を望むのであれば、それを排除しないと明言した。ドイツ政府は2008年8月にフランスのブレスト（Brest）で開催された非公式の外相会談の場で、1国1名制に合意する用意があると伝えていた⁶⁹。イギリス政府も当初は1国1名制の維持に後ろ向きな態度を見せていたが、最終的には前向きの姿勢に転じる。これは、理事会での全会一致があれば条約の規定の改正なしに欧州委員の人数を変更することが可能で、もう一度条約交渉と批准をやり直す必要性が出てこないとの判断が働いたからである。当時のイギリスの労働党政権にとっては、最大野党の保守党や国内の欧州懐疑的なグループからリスボン条約を国民投票で批准すべきとの執拗な声をかわすことが最も重要との判断が働いていたのである。

続いて、アイルランド政府は、多くの中小規模の国々や中東欧の諸国からも1国1名制の維持に

賛成との意向を受け取る。これらの国々は元来、自分達の欧州委員を保持することを求めていたためむしろ当然の反応であった。唯一、ベネルクスの3国だけ、欧州委員の人数は予定通り削減すべきとの立場をとった。この判断の背景には、2つの考慮が働いていた⁷⁰。ひとつは、欧州委員の人数が増えた場合、結局、小国は重要でない委員のポストを与えられるとの危惧である。もうひとつは、ベネルクス3国は他の小国と違い、自分たち3国で強固に協力することが可能で、もしも欧州委員の人数を削減し、自国からの委員がいなくても、他のベネルクスの2国でその不在を補うように協力し合えとの考慮である。

このようにして、アイルランド政府はベネルクス以外の大多数の諸国家が前向きな態度を見せていたことから、欧州委員会の1国1名制の維持を要求できる状況が整っていると判断した。前述の通り、アイルランド政府は2008年12月の欧州理事会で正式に他国の政府にその要請を行い、受諾され、そしてもう一度国民投票を行うことになった。その2回目の国民投票は2009年9月に開催され、アイルランド国民は批准を承認した。リスボン条約が発効したのは、2009年12月1日である。この時の政治的合意を受けて、2013年、EU諸国は、1国1名制を将来にも渡って維持していくことを法的にも定めている。

この経緯をまとめると、アイルランド政府は、ドイツやフランスといった国々から、排除の脅しを受けていたことが確認される。この排除の脅しは、アイルランドに国民投票を再度行うことを促すことを目的としたものである。その排除の脅しと並行して、アイルランド政府は、他の大多数の国々から1国1名制の維持に前向きなシグナルを受け取っていた。アイルランド政府としては、たとえ国内で1国1名制について意見が一致していたとしても、他のEU加盟国が受け入れなければその要求はできない。そこで、仏独英といったこれまで委員削減を強く要求していた国々でさえ、1国1名制を受け入れるとの意向を示したため、アイルランドは正式にその要請をすることが可能になったのである。アイルランドが1国1名制を要求できるような環境を他の加盟国が積極的に作り上げたという意味において、国内要因（仮説1）だけでなく、政府間交渉（仮説2）もまた、

アイルランドのこの問題での立場変更を説明する上で重要な要素となっていたと考えられる。

5.3. EU 諸機関の影響力

最後に仮説3の検証に入り、欧州委員会や欧州議会といったEU諸機関の行動が、アイルランド政府の立場変更には何らかの影響を与えたのかどうかを考察する。はじめに、欧州委員会の行動をみてみると、この機関はアイルランドの問題に対して基本的にその事態の推移を見守り、静観の構えをみせていただけである。欧州委員会は、もう一度、国民投票を行う意思を見せるアイルランド政府に賛成の意を表明したが、その見返りの内容については何も意見を押し付けていない。この点、バローゾ委員長はアイルランド政府がなぜ国民投票で否決されたのかを自分達でその原因を考察し、その上でもう一度、国民投票を行う上で何が必要なのか、自分達で決定すべきとの立場を記者会見の席で明確にしていた⁷¹。

次に、欧州議会に目を向ける。欧州議会では、本会議や各種委員会の中で、アイルランドの批准の問題について議論が行われていた。その議論の中で、多くの欧州議会議員は、リスボン条約発効のための努力を続けるようアイルランドに求めていた⁷²。また、欧州議会は、2回目の国民投票がアイルランドで開催される場合、その投票日は、2009年6月の欧州議会の選挙前に行って欲しいとの意見を表明していた。これはリスボン条約の命運がわからないまま、議員候補者たちが選挙活動を行うことは難しいとの考えからであった⁷³。これらの要求以外に、欧州議会はアイルランドに何ら要求はしておらず、欧州委員の人数の問題についても触れられなかった。

このように、アイルランド政府の立場変更には、欧州委員会や欧州議会といったEU諸機関の行動は関わりがなかったことがわかる。アイルランドが2回目の国民投票を行うその見返りに何を要求するのかについて、これらの機関は何ら関与しなかったのである。この事実を踏まえ、このアイルランドの事例においては、EU諸機関の影響力に着目する仮説3の妥当性は棄却されることとなる。

これまでの分析をまとめると、アイルランドの立場変更は、国内要因に着目する仮説1と仮説2

の組み合わせによって説明されるとの結論にたどり着く。アイルランド政府は、1回目の国民投票で、自分達の欧州委員を保持したいとの国民の声が予想以上に強いことがわかり、2回目の国民投票を開催する条件として、欧州委員の人数を1国1名にする要請を行う動機ができた。しかも、アイルランドは他の大多数の国々から1国1名制の維持を許容する意向を受け取っており、正式に1国1名制を要求することできる条件が整った。国内要因と政府間交渉の要因の二つが組み合わさることで、アイルランドは1国1名制の要求が行うことができるようになったのである。

結論

本稿では、加盟国政府の交渉上の立場を変化させるその要因を体系的に解明するための一つの手掛かりを提示することを試みた。政府間主義と超国家主義の2つの欧州統合の伝統的な理論的アプローチから、3つの理論的仮説を引き出し、その上で、欧州委員の人数をめぐる交渉の行方を大きく左右した二つの立場変更の事例を考察した。

その結果、ベネルクス3国の立場変更は政府間交渉（仮説2）の結果として、アイルランドの立場への変更は国内要因（仮説1）と政府間交渉（仮説2）の組み合わせによって生じたとの分析結果が得られた。理論的な観点からは、リベラル政府間主義から引き出した二つの仮説の妥当性がそれぞれの事例で示されたこととなる。他方、超国家主義のアプローチから引き出された仮説はいずれの事例でも関連性を持たなかったこととなる。

本稿では、同一争点における2つの異なる立場変更の事例を考察したのみであり、そこから唐突に一般化して議論を展開することは適切ではない。他の事例でも改革に対する反対から賛成への立場変更は政府間交渉の要因によって説明され、そして、賛成から反対への立場の変更は国内要因と政府間交渉の組み合わせによって説明されるのか、今後も検討を進めていく必要がある。また、EU諸機関は政府の立場を変更させるだけの影響力をどのような場面でも持ちえないのかについて

もさらに検証する必要がある。この点に関し、本稿で考察した欧州委員の人数をめぐる問題は、複雑な法的な知識が必要とされない争点であったことを考慮する必要がある。この争点は、1国1名制かあるいは加盟国数未滿への減少かと、とるべき選択肢は交渉当初から明確にされていた。しかもいずれの選択肢に置いても、選んだ帰結としてどのような結果が起こるのかも、加盟国政府は容易に理解していた。端的に言えば、シンプルな性質の争点であったがために、EU諸機関からの情報や専門知識を受ける必要性がなかったと考えられるのである。いずれにしても、今後の課題は事例研究を積み重ねていき、その上で本稿が示した分析結果の一般化可能性について考えていくことが肝要である。

最後に、本稿で扱った事例での立場変更の分析を基礎として、次のように政府の立場変更に関係して規範的な問題を提起したい。欧州委員の人数をめぐる一連の交渉を振り返ってみると、まず、各国の立場は当初、自分達の国益を重視して立場を形成していたことがわかった。ベネルクス3国やアイルランド政府を含む小国側は、自分達の国益を擁護するために、委員数を削減するのに反対の立場をとった。しかし、大国側が排除の脅しを駆使して、強引な形で小国側の立場を変化させた。小国側は自分達の国益の擁護を諦めること、あるいは自分達の国益の背景にある国民の声を軽視、無視して、立場を変化させるように大国側から強いられたのである。アイルランドの国民投票の批准否決は、このように大国が小国の国益を軽視した、もしくは、小国の国民の声を無視して交渉を強引に妥結させた結果として起こったのだと解釈することができる。

このように考えると、政府の交渉上の立場が変化するということが自体が、何か深刻な問題を潜んでいることを示唆する。EUではこれまで、基本条約を改正する度に、欧州議会の権限強化、各国議会の権限強化、欧州委員会のアカウントビリティの強化、市民からの立法提案権の導入、というようにEUの民主的正当性を多面的に強化してきた。にもかかわらず、この条約交渉は、全会一致で締結されるといっても、途中で自分達の利益の擁護を断念して、仕方なく合意しなければならない時があり、結果的に、一部の加盟国の政府の

国益や、その背景にある国民の声を十分に反映しない結果が生みだされることがあると指摘することができる。

EU の民主的正当性を高めるための条約改正であるのに、その交渉では一部の国家の国内の重要なアクターの声を取り残されてしまうことがある。条約交渉に参加する政府関係者にとってこの問題はきわめて難しい問題を提起するし、研究者にとっても欧州統合の今後を考える上でひとつの重要な規範的な課題を提示する。

[注]

- 1 欧州委員会の組織構造や政策過程上の役割については、福田耕治『EC 行政構造と政策過程』成文堂、1992年、が詳しい。
- 2 Cini, M. *The European Commission*, (Manchester: Manchester University Press, 1996), p.143.
- 3 欧州委員ポストをめぐる争いについては例えば、'Sarkozy: EU Appointment: French Victory, British loss', *EurActiv*, 30 November 2009.
- 4 Gerbet, P. 'La Haute Autorité de la Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier', in *Les Débuts de l'administration de la Communauté Européenne*, (Baden-Baden: Nomos, 1992), p.16.
- 5 本稿では、条約改正交渉における欧州委員会の改革について、欧州委員の人数の問題に焦点を限定している。より包括的に同委員会の組織改革を論じたものとして、鷺江義勝「欧州委員会の改革についての一考察」『同志社法学』第63巻1号、2011年、295-330頁を参照。
- 6 French Government, 'Composition et Organisation de la Commission', Une Lettre Soumise à la CIG, Bruxelles, 20 Mars 1997, および, CONF 3852/97 (IGC 1996-7 Document), p.2.
- 7 CONF 3860/1/96, p. 27. CONF 4750/00, p.12.
- 8 CONF 3863/97, pp. 2-3.
- 9 CONF 3900/96, pp. 9-10. CONF 3857/97, p.2. CONF 3860/96, p. 27.
- 10 *European Voice*, 21 March 1996 & 13 March 1997.
- 11 Article 1 of Protocol on the Institutions with the Prospect of Enlargement of the European Union (annexed to Amsterdam Treaty).
- 12 CONF 4727/00, CONF 4750/00 (IGC 2000 Documents).
- 13 ニース条約交渉におけるギリシャ政府代表へのインタビュー（2012年3月6日、アテネ）、およびフィンランド政府の外交関係者へのインタビュー（2012年5月10日、ヘルシンキ）。
- 14 CONF 4813/00, p. 1. CONF 4816/00, p. 92.
- 15 Article 4 of Protocol no.9 on the Enlargement of the European Union (annexed to the Nice Treaty).
- 16 オランダとフランスの国民投票の結果に関する考察として、遠藤乾『統合の終焉』岩波書店、2013年、第7章。渡邊啓貴「欧州憲法条約の批准を否決したフランスの国民投票」『日本 EU 学会年報』第26号、2006年、130-157頁。
- 17 Article 17(5) TEU (Lisbon Treaty).
- 18 Brussels European Council, Presidency Conclusions, 11&12 December 2008, 17271/1/08 REV1, pp.2-3.
- 19 *The Irish Times*, 17 November 2008.
- 20 この点に関して、アイルランド政府の交渉当事者の論稿を参照。McDonagh, B. 'The Intergovernmental Conference: How the Deal was Done', in Amato, G. et al (eds.), *Genèse et destinée de la Constitution Européenne*, (Brussels: Bruylant, 2007), p.103.
- 21 European Commission, *Flash Eurobarometer*, no. 152, 2003, pp. 8-9.
- 22 European Commission, *Flash Eurobarometer*, no. 159, 2004, p.3.
- 23 ベルギー政府関係者へのインタビュー（2012年4月11日、ブリュッセル）、および、オランダ政府関係者へのインタビュー（2012年4月13日、ハーグ）において確認。
- 24 CONF 4787/00, pp. 3-5.
- 25 Belgian Government 'Note de Politique du Gouvernement au Parlement concernant la Conférence Intergouvernementale de 1996', Chambre/Sénat de Belgique 146/1-95-96 & 1-129/1, 18 Octobre 1995, p.3.
- 26 Belgian Parliament, 'Projet de Memorandum sur la Conférence Intergouvernementale de 1996', Comité d'avis Fédéral Chargé des Questions Européennes, 190/1-95/96 (Chambre) et 1-140/1 (Sénat), 25 Octobre 1995, p.9; 'La Conférence Intergouvernementale de 2000 sur la Réforme Institutionnelle de l'Union Européenne: Context, Enjeu et Perspectives', Comité d'avis Fédéral Chargé des Questions Européennes, 0284/001/(Chambre) et 2-177/1 (Sénat), 1 Mars 2000, pp. 7, 9-10, 20, 28, 30.
- 27 Dutch Parliament, 'Institutionele Hervorming Van de Europese Unie', Tweede Kamer, 1995-6, 24251, nr.3. 25 Januari 1996, pp. 2-3. Dutch Parliament, 'Institutionele Hervorming Van de Europese Unie' Tweede Kamer 1999-2000, 26559, nr.2, 23 Augustus 2000, p.1,3,5,7.
- 28 Luxembourg Parliament, 'Projet de Loi Portant Approbation du Traité d'Amsterdam Modifiant le Traité sur l'Union Européenne, les Traités Instituant les Communautés Européennes et Certains Actes Connexes, Signé à Amsterdam, le 2 Octobre 1997, Rapport de La Commission des Affaires Étrangères et Européennes, J-1997-O-0544. 3 Juillet 1998; 'Debat d'Orientation: Evolution de l'Union Européenne dans le Contexte de la Conférence Intergouvernementale', Rapport de La Commission des Affaires Étrangères et Européennes,

- J-2000-O-0685, 23 Octobre 2000, p.5.
- 29 ニース条約における制度改革については、庄司克宏「ニース条約（EU）の概要と評価」『横浜国際経済法学』10巻1号，2001年，35-91頁。中村民雄「ニース条約によるECの機構改革」『貿易と関税』49巻8号，2001年，77-72頁。鷺江義勝「ニース条約によるEU主要機関及び政策決定の改革」『日本EU学会年報』第22号，2002年，29-55頁。
- 30 1997年に締結されたアムステルダム条約の付属議定書の中には、理事会での票数を将来、大国に有利に再配分するかわりに、欧州委員会は1国1名に移行すると記載されている。しかし注意すべきは、2000年の政府間会議が開始された時点で、この議定書は事実上、破棄される。というも大国は1国1名ではなく、さらなる委員数削減を要求したからである。
- 31 *Agence Europe*, no. 7860, 12 December 2000.
- 32 *Ibid.*
- 33 *Ibid.*
- 34 *Agence Europe*, no. 7861, 13 December 2000.
- 35 CONFER 4787/00, p.5.
- 36 *Agence Europe*, no. 7820, 14 October 2000; no. 7821, 16 October 2000; no.7860, 12 December 2000.
- 37 *Agence Europe*, no.7861, 12 December 2000.
- 38 オランダとベルギーの政府関係者へのインタビューに基づく（前掲）。
- 39 イギリス政府のニース交渉代表者へのインタビュー（2012年2月28日，ロンドン），および，ベルギーとオランダ政府関係者へのインタビュー（前掲）。
- 40 European Commission (internal notes), 'CIG: Réunion du Groupe Préparatoire', 28 Mars 2000, D(2000)0073/KJ/amt, pp.2-3; 'Position des Etats Membres sur le Thème 'la Commission'', Bruxelles, 26 Mai 2000, VW D(2000), pp.1-4; 'CIG: Groupe des Représentants, Le 11 September 2000, Theme: la Commission', Compte-rendu de Réunion, Brussels, 13 Septembre 2000, D(2000)0160/PVN/od, pp.1-2.
- 41 Belgian Parliament, Chambre/Sénat, 22 Janvier 2003, 1997/04 & 2-1176/4, p.29.
- 42 ベルギーとオランダの政府関係者へのインタビュー（前掲）。
- 43 Belgian Parliament, Session de 2002-3, 1997/004 (Kamer) & 2-1176/4 (Sénat), pp. 28-9.
- 44 Luxembourg Government, Declaration de Politique Etrangere, Luxembourg, 2004 Avril.
- 45 *Deutschland Radio Berlin*, 1 March 2002.
- 46 Polfer, L. 'Le Minister des Affaires Étrangères Lydie Polfer informe sur les Travaux de la CIG', Press Conference, Luxembourg, 14 Octobre 2003.
- 47 Dutch Parliament, Staten-Generaal, vergaderjaar 2002-3, 28 473/33, p. 49. See also, Dutch Parliament, Tweede Kamer 2000-1, 26559/4, pp. 15-16.
- 48 CONF3839/97, p. 3.
- 49 European Commission, *Communication: Adapting the Institutions to Make a Success of Enlargement*, COM (2000) 34 Final, 26 January 2000, pp.12-3; Communication to the intergovernmental Conference on the Reform of the Institutions, COM(2000) 771 final, 22 November 2000, p.2.
- 50 *Agence Europe*, no. 7654, 12 February 2000; no.7655, 15 February 2000; no.7820, 14 October 2000
- 51 本稿ではアイルランドにおけるリスボン条約の批准の過程について、欧州委員会の規模の問題に焦点を絞って考察している。より全般的な視野からアイルランドの批准の問題を議論したものとしては、高木康一「リスボン条約とアイルランドにおけるレファレンダム」専修大学社会科学年報第44号，115-126頁を参照。
- 52 *The Irish Times*, 14 May 2008.
- 53 *The Irish Times*, 24 April 2008; 3 May 2008; 22 May 2008; 4 June 2008; 10 June 2008
- 54 *The Irish Times*, 8 June 2008; 10 June 2008; 11 June 2008.
- 55 *The Irish Times*, 3 June 2008.
- 56 *The Irish Times*, 27 May 2008; 31 May 2008.
- 57 *The Irish Times*, 16 June 2008, 19 July 2008.
- 58 European Commission, *Flash Eurobarometer*, 2008, no. 248, pp. 19. Millward Brown IMS, *Post Lisbon Treaty Referendum: Research Findings*, September 2008, p. 4.
- 59 Sinnott, R. et al, 'Attitudes and Behaviour in the Referendum on the Treaty of Lisbon', UCD Geary Institute, University College Dublin, 2009, p.5.
- 60 *Irish Independent*, 30 July 2008. *Agence Europe*, no. 9763, 17 October 2008
- 61 アイルランドの政府関係者へのインタビュー（2012年6月10日，ロンドン）に基づく。*Irish Times*, 20 June 2008においても同様のことが確認される。
- 62 Irish Parliament, *Ireland's Future in the European Union: Challenges, Issues and Options*, Houses of the Oireachtas Sub-Committee on Ireland's Future in the European Union, November 2008, p.5.
- 63 *Irish Times*, 17 November 2008.
- 64 *Agence Europe*, no. 9683, 17 June 2008.
- 65 *Agence Europe*, no. 9686, 20 June 2008.
- 66 *Agence Europe*, no. 9683, 17 June 2008.
- 67 *Agence Europe*, no. 9678, 10 June 2008; *Irish Examiner*, 8 August 2008. Irish Parliament, *op.cit.*, 2008, p. 22.
- 68 アイルランド政府関係者へのインタビュー（前掲）。
- 69 アイルランド政府関係者へのインタビュー（前掲），および，*The Irish Times*, 20 June 2008.
- 70 ベルギーの政府関係者へのインタビュー（前掲）に基づく。
- 71 *Agence Europe*, no. 9682, 20 June 2008.
- 72 European Parliament, 'MEPs Debate the Forthcoming

武田 健：EU 基本条約交渉における加盟国政府の立場の変更（下）

European Council after the No Vote in Ireland', (Strasbourg Plenary Sessions), Press Release, 18 June 2008; *Report on the Roadmap for the Union's Constitutional Process*, Committee on Constitutional Affairs, A6-0197/2007. 22 May 2008; *Report on the Treaty of Lisbon*, Committee on Constitutional Affairs, A6-0013/2008. 29 Jan 2008.

73 結局, この要求はアイルランド政府に受け入れられずに, アイルランドの2回目の国民投票は欧州議会の選挙後に行われることになる。European Parliament, 'Ratify Lisbon Treaty before June 2009 European elections', Committee on Constitutional Affairs', Press Release, 18 November 2008.

武田 健 (たけだ けん)

所 属 早稲田大学日欧研究機構, 次席研究員

最終学歴 ブリストル大学博士課程 (Ph.D Politics)

研究分野 国際関係論, ヨーロッパの国際関係・比較政治

主要著作 「EU基本条約交渉における加盟国政府の立場の変更(上)」『早稲田政治公法研究』第103号(2013)51-61頁